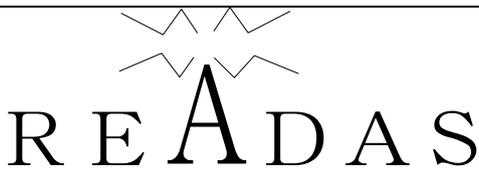


第 4001 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2010年)平成22年 5月21日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

増資した場合の取扱い

Q：会社が増資した場合は、どのように処理をしたらいいのですか？

A：次のように処理をします。

【解説】

会社の増資の方法には、金銭等で増資する場合、その他剰余金を減少させて増資する場合、利益準備金を減少させて増資する場合、資本剰余金から振替えて増資場合があります。

会社が増資した場合には、次のように処理をします。

- ① 金銭等で増資
 - ・会計上
金銭等が増えて資本金が増える
 - ・税務上
会計上と同じで処理は不要
- ② その他利益剰余金からの増資
 - ・会計上
剰余金を減らして資本金を増加させる
 - ・税務上
税務では、利益と資本を厳密に区分していることから、会計と同じ処理をした場合には、別表五(一)でこれを取消す(資本金を減らす)処理をする
- ③ 利益準備金からの増資
 - ②と同じ
- ④ 資本剰余金からの増資
 - ・会計上
剰余金を減らして資本金を増加させる
 - ・税務上
会計上と同じ

